

「ISO 14001 改訂版対応－環境マニュアル改訂文例」
第2回:FDIS 逐条解説と環境マニュアルの例(4.3 から 5.3 まで)

「ISO 14001 改訂版対応－環境マニュアル改訂文例」として今回は、4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定から5.3 組織の役割、責任及び権限まで述べたいと思う。2015年版で変更があった点を中心に解説し、マニュアルの例を記述している。なお、2004年版でも要求されていることに関しては、マニュアルの変更も必要ないため本稿では解説していない。

なお、規格要求は2015年版の変更点を抜き出し、著作権に触れない程度に表現を変更しているためご理解願いたい。また、マニュアルの事例文章は前回同様に規格要求に忠実な言葉を使用しているが、組織で通常使用している適切な言葉に置き換えていただきたい。

4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

(1)規格要求事項のコンセプト

規格の意図は、マネジメントシステムが適用される物理的及び組織上の境界を設定することである。

(2)解説

①適用範囲を決定するとき、組織は、次の事項を考慮する。

- ・ 外部及び内部の課題
- ・ 順守義務
- ・ 組織の単位、機能及び物理的境界
- ・ 組織の活動、製品及びサービス
- ・ 管理し影響を及ぼす、組織の権限及び能力

ここでは適用範囲を決定する際の考慮事項が挙げられている。4.1にある組織の外部及び内部の課題、4.2にある順守義務、組織の単位・機能・物理的境界、組織の活動・製品・サービス、管理し影響を及ぼす組織の権限・能力を考慮し適用範囲を決定する。既に認証を取得している組織は、これらのことを考慮し、現在の適用範囲が適切であるかどうかを確認する。

なお、附属書 A.3 では「“考慮する”(consider)という言葉は、その事項について考える必要があるが除外することができる、という意味をもつ。他方、“考慮に入れる”(take into account)は、その事項について考える必要があり、かつ、除外できない、という意味をもつ。」とある。規格要求で「考慮する」「考慮に入れる」との言葉があるが、その要求の強さに注意をすると良いだろう。

適用範囲の決定は組織の裁量によるが、4.1の外部及び内部の課題に対応し、4.2の順守義務を確実に果たすためには、現在の適用範囲では十分ではない場合もある。

例えば、組織の工場と全社では「管理し影響を及ぼす、組織の権限及び能力」は異なる。顧客の要請として省エネ製品が求められているが、設計・開発部門が本社にあるならば、工場単体ではなく、全社的な適用範囲が望ましいだろう。また、環境投資が必要になったとしても投資の決裁権限は、一般的には工場単体では制約があり、工場の権限では不十分な場合がある。これらのことを理解し、考慮事項を踏まえ適用範囲を決定する。

組織の適用範囲の要素には「機能」「サイト」「要員」があり、これらを明確にした適用範囲を決定

する。

②利害関係者がこれを入手できる。

ISO14001 では利害関係者が入手可能なものとして、環境方針がある。環境方針と併せて利害関係者が要請した場合、渡すことが出来る状態にすることが必要である。一般的には自社のホームページに掲載していれば、誰でも入手可能な状態と言える。

(3)環境マニュアルの例

本要求は、適用範囲が適切に定められていれば良く、環境マニュアルの記述には余りバリエーションはないだろう。

(例)

4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

社長は、以下の事項を考慮し適用範囲を決定する。

- ・ 当社の外部及び内部の課題(4.1 参照)
- ・ 当社に適用される順守義務(4.2 参照)
- ・ 単位、機能及び物理的境界
- ・ 活動、製品及びサービス
- ・ 管理し影響を及ぼす、当社における権限及び能力

決定した当社の環境マネジメントシステムの適用範囲を以下に示す。

機能:〇〇の設計、開発、製造

サイト:〇〇本社、〇〇工場、〇〇支店

要員:社員及び常駐の外部委託者

環境管理責任者は適用範囲を当社ホームページに掲載する。

4.4 環境マネジメントシステム

(1)規格要求事項のコンセプト

規格の意図は、マネジメントシステムを構築するための必要、十分な一連のプロセスの作成に関する包括的な要求事項を定めることである。

(2)解説

①環境パフォーマンスの向上を含む意図した成果を達成する

2015 年版は環境マネジメントシステムの目的が、環境パフォーマンスの向上にあることが明確にされている。前回も述べたが、ISO14001 では「1適用範囲」で環境マネジメントシステムの意図した成果として、①環境パフォーマンスの向上、②順守義務を満たすこと、③環境目標の達成を挙げている。

これに加え、組織の意図した成果として環境方針に示されていること、その他環境方針に示されていない組織の意図した成果があるが、ISO14001 を活用し、何を達成したいのかは組織によって様々である。

(その他の意図した成果例)

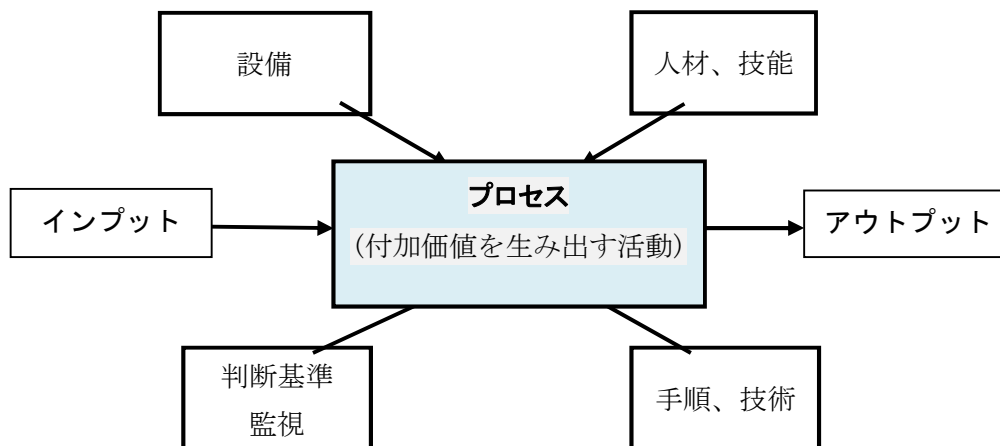
- ・ 環境パフォーマンスを向上させコスト削減を達成したい。
- ・ 利害関係者からの信頼を得たい。
- ・ 環境上のリスク(環境事故の発生の予防・被害拡大防止、環境法令順守)を低減したい。
- ・ 従業員の環境意識を向上させたい。
- ・ ビジネスを環境関連事業にシフトしたい。

②必要なプロセス及びそれらの相互作用を含む,環境マネジメントシステムを確立,実施,維持し,継続的に改善する

プロセスは定義 3.3.5 では「インプットをアウトプットに変換する, 相互に関連する又は相互に作用する一連の活動」とある。プロセスの構成要素を表した例として、タートル図(TS16949 のコアツール)があり、プロセスは「設備」「人材、技能」「判断基準、監視」「手順、技術」で構成されており、手順はプロセスの1つの要素となっている。環境マネジメントシステムは、このプロセスとそれらの相互の関係で成り立っている。

2015 年版は「手順」への要求がなくなり、すべて「プロセス」への要求となっている。規格では「プロセスの確立し、実施し、維持し」との要求に変わっているが、例えば従来からある手順書をすべて作成し直す必要はない。管理していれば、何らかのプロセスはあるはずであり、プロセスを考え手順等を見直し不足点があった場合に追加すれば良いだろう。例えば、排水処理プロセスで処理水の性状が安定しない場合、自主管理値を設定する、設備を見直す、管理手順を見直す、運転要員の教育を行うことがある。

図表 1 タートル図

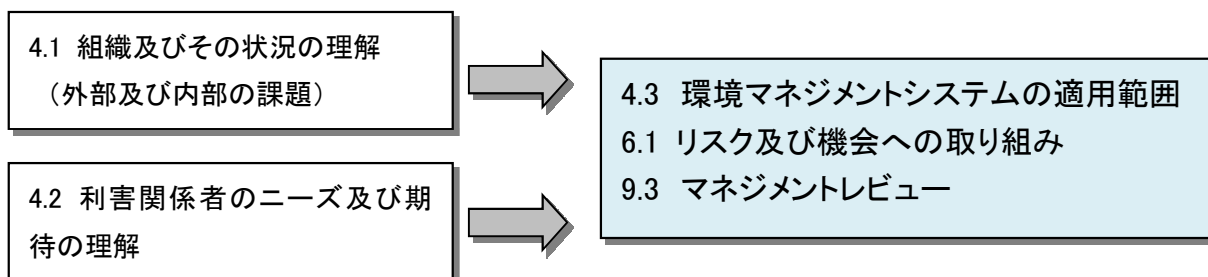


プロセス(例) 構成要素	電気の使用	教育訓練	排水処理
インプット	電気	人材	排水
アウトプット	電気使用の実績	教育を受けた人材	処理後の排水
設備	電力使用機器 電力管理システム	プロジェクター、パソコン、eラーニング	排水処理設備
人材、技能	電力管理要員	講師	排水処理管理員
判断基準、監視	環境目的値(電気)	有効性評価(講師、職場)	規制値、自主管理値
手順、技術	省エネ手順	教育訓練規程	排水処理規程

②環境マネジメントシステムを確立及び維持するとき、組織は、4.1及び4.2で得た知識を考慮しなければならない。

4.1の「内部及び外部の課題」、4.2の「利害関係者のニーズ及び期待」の知識を考慮し、環境マネジメントシステム全体を確立、維持する。規格で具体的に4.1、4.2の考慮を要求しているのは、4.3環境マネジメントシステムの適用範囲、6.1リスク及び機会への取組み、9.3マネジメントレビューである。

図表 2 4.1, 4.2 の知識の考慮



(3)環境マニュアルの例

「4.4 環境マネジメントシステム」は環境マネジメントシステムに対する全般的な要求事項であり、プロセスの確立を要求しているところではない。

(例)

4.4 環境マネジメントシステム

当社は環境方針の達成、環境パフォーマンスの向上、順守義務を満たすこと、環境目標の達成ためこの規格の要求事項に従い、必要なプロセス及びそれらの相互作用を含む、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ継続的に改善する。

環境マネジメントシステムを確立し維持するとき、外部及び内部の課題及び利害関係者の要求事項を考慮する。

5 リーダーシップ

5.1 リーダーシップ及びコミットメント

(1)規格要求事項のコンセプト

規格の意図は、組織の中でトップマネジメント自身が関与し、指揮するための活動を定めることである。

序文には成功のための要因として「環境マネジメントシステムの成功はトップマネジメントが主導する、組織の全ての階層及び機能からのコミットメントのいかににかかっている」とある。トップマネジメントが目に見えるかたちで支援、関与及びコミットメントすることが環境マネジメントシステム成功の重要な要素である。

(2)解説

トップマネジメントが関与、指揮することが a)から i)と 9 項目が示されているが、トップマネジメントが全てを自ら実施する必要はなく、例えば他の人に責任を委譲しても良い。

ここで「確実にする」と記載されたことはトップ自らが実施しなくとも責任を委譲し実態として実施されていれば良く、「責任を負う」「伝達する」「支援する」「促進する」とあるのは、自ら実施すべきことである。ここでは 9 項目のうち、ポイントとなる a)、c)、g)、i)を説明する。

①環境マネジメントシステムの有効性に説明責任を負う。

「説明責任を負う」は利害関係者に対し説明する責任があることであり、結果を求める「確実にする」から、更に結果を踏まえて説明できること、つまり最終的な責任があることと解釈される。

②組織の事業プロセスへの環境マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。

ここでいう「事業」は、注記にあるように組織の存在の目的の中核となる活動であり、いわゆる“本来業務”のことである。環境マネジメントシステムと本来業務を別々に運用するのではなく、統合することを要求している。どこまで統合するかは組織の決定による。

(例)

- ・ 業務計画と環境目標を一体にする
- ・ 環境目標の達成を業務管理の中で評価する
- ・ ISO9001 と ISO14001 を統合する

- ・ 環境管理のプロセスと日常管理を統合する
- ・ 経営会議と環境会議を一体的に運営する 等

③環境マネジメントシステムの有効性に寄与するように人々を指揮し、支援する。

③その他の関連する管理層がその責任の領域においてリーダーシップを実証するよう、管理層の役割を支援する。

トップマネジメントは、環境マネジメントシステムを運営する際に、環境マネジメントシステムに参加する人々、環境管理の責任者、事務局、部門長、環境目標実施責任者等リーダーシップを果たす役割にある人々が積極的に参加し、活動できるように、組織文化の醸成、権限委譲などにより支援をする。

(3)環境マニュアルの例

ここは、トップマネジメントが実証することが必要であり、具体的なプロセスが求められる項目ではない。マニュアルには、トップマネジメントに実施していただくこと、つまり規格要求を記載することで足りる。また一方、例にあるように、組織による実証の方法を記載するとマニュアルとしては、より分かり易いだろう。

(例)実証の方法を記載

5.1 リーダーシップ及びコミットメント

社長は、次の示す事項ことにより環境マネジメントシステムに関するリーダーシップ及びコミットメントを実証する。

- 環境マネジメントシステムの有効性に対しマネジメントレビューで結論を示し、かつ内部、外部への説明責任を果たす。
- 環境方針及び環境目標を確立し、事業計画との整合性を持たせることにより、組織の戦略的な方向性及び組織の状況と両立することを確実にする。
- 事業計画と環境目標を統合することにより、当社の事業プロセスへの環境マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。
- 環境マネジメントシステムの必要な資源として人的資源、専門的な技能、インフラストラクチャー、技術並びに資金が利用可能であることを確実にする。
- 有効な環境マネジメント及び環境マネジメントシステム要求事項への適合の重要性を、コミュニケーションにより伝達する。
- 環境方針、環境目標の達成により、環境マネジメントシステムの意図した成果の達成を確実にする。
- 環境マネジメントシステムの有効性に寄与するよう、業務を通じ環境マネジメントシステムの関係者を指揮し、支援する。
- a)から i)を実証することで、継続的改善を促進する。
- その他の関連する管理層がその責任の領域においてリーダーシップが果たせるよう、組織文化の醸成、権限の委譲を行いその役割を支援する。

5.2 環境方針

(1)規格要求事項のコンセプト

規格の意図は、組織の目的を考慮に入れて、環境マネジメントシステムで実践する組織のコミットメントを定めることである。環境方針は組織が設定する環境目標の枠組みとなる。

(2)解説

①組織の目的、組織の活動、製品及びサービスの性質、規模及び環境影響を含む組織の状況に対して適切である。

組織の目的、活動内容、提供している製品及びサービスの性質、規模、与えている環境影響に適切である環境方針とすることが求められている。2015年版では「組織の目的」「組織の状況」に対し適切であることが追加になっている。

当然だが、経営方針から外れた内容の環境方針は適切とは言えない。組織の状況が「4 組織の状況」を含んでいるかは明示されていないが、外部及び内部の課題、利害関係者の要求事項を踏まえた環境方針であることが望ましいだろう。

②汚染の予防、及び組織の状況に関連するその他の固有なコミットメントを含む、環境保護に対するコミットメントを含む。

環境方針には3つの「コミットメントを含む」要求があり、2015年版で追加されたのは、「組織の状況に関連するその他の固有なコミットメント」である。

環境保護に関するその他の固有なコミットメントには、注記にある「持続可能な資源の利用」「気候変動の緩和及び気候変動への適応」「生物多様性及び生態系の保護」が代表例として挙げられている。組織がこうした環境保護に関連しているならば、コミットメントをすることが要求されている。

この背景として ISO26000 との整合性がある。ISO26000 は組織の社会的責任に関するガイドラインであり、社会的責任の中核的課題として 7 つ（組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業環境、消費者課題、コミュニティへの参加）を挙げている。この環境の中で汚染の予防、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和と適応、環境保護・生物多様性・自然生息地の回復が課題として挙げられている。ISO26000 がより環境問題の変化に対応した具体的内容を挙げているため、整合をとる必要性があり 2015年版で追加となった要求項目である。

組織であれば資源を利用しており、エネルギーを使用しているため温暖化への影響はある。この 2 点に関しては環境保護に対するコミットメントは関連する可能性が高い。生物多様性は、地域貢献活動、ビオトープ等事業所内自然環境整備、森林保護活動への貢献、排水の自主基準値設定なども含めて考えることができる。

(3)環境マニュアルの例

組織の「目的」、「状況」に対し環境方針が適切であることは、2004年版に対応し「環境方針は当社の活動、製品及びサービスの性質、規模及び環境影響に対し適切である」との文章がマニュアルに記載されていれば、そこに追加する。

(例)

環境方針は当社の事業目的、並びに当社の活動、製品及びサービスの性質、規模及び環境影響を含む当社の状況に対し適切である。

同様に環境保護に対する組織固有なコミットメントは「継続的改善及び汚染の予防に関するコミ

ットメントを含む」との文章が記載されていれば追加する。

(例)

環境方針は統的改善、汚染の予防並びに当社固有の環境保護に関するコミットメントを含む。

以下に環境方針に組織の状況に関連するその他の固有なコミットメントを記載した例を挙げる。

(例)環境保護に対するコミットメントを環境方針に記載

環境方針

- ① 気候変動の緩和及び持続可能な資源の利用のため省エネルギー、原材料の効率的使用を推進する。
- ② 生物多様性を維持するため、森林認証製品等のグリーン購入を推進し、森林保護活動への参加行う。

5.3 組織の役割、責任及び権限

(1)規格要求事項のコンセプト

規格の意図は、マネジメントシステム要求事項を運用するために、必要となる責任及び権限を組織内の関連する役割に対し割り当てることにある。

(2)解説

本項は、環境マネジメントシステムの全般に役割に対して責任、権限を定めることを要求している。特に以下の2項目については、別途責任及び権限を割り当てることを挙げている。

①トップマネジメントは、次の事項に対して、責任及び権限を割り当てなければならない

- ・ 環境マネジメントシステムが、この国際規格の要求事項に適合することを確実にする。
- ・ 環境パフォーマンスを含む環境マネジメントシステムのパフォーマンスをトップマネジメントに報告する。

2004年版では、特定の管理責任者を任命することになっていたが、2015年版では誰が実施するか責任、権限が明確であれば良く、従来からある“環境管理責任者”設置への要求はなくなった。一方、従来通り環境管理責任者がこの役割を果たすことでもかまわない。

(3)環境マニュアルの例

マニュアルに対象者による役割、責任の一覧、組織図を記載している場合が多いが、ここは2015年版で変更した内容に応じて改訂すれば良いだろう。

(例1)環境管理責任者を設置しない場合 ※環境管理責任者を設置する場合は従来通り

5.3 組織の役割、責任及び権限

社長は、環境マネジメントシステムに関連する役割に対して、下記事項を含めて本マニュアルにより責任及び権限を定め、組織内に伝達する。

- a) 環境マネジメントシステムが、この規格の要求事項に適合することを確実にする。
- b) 環境パフォーマンスを含む環境マネジメントシステムのパフォーマンスを部門長は経営会議において社長に報告する。

以上

本原稿は「アイソス 2015年11月号」掲載されたものです。